

吹田市立豊津中学校 P T A 規約

第 1 章 【名称及び事務所】

第1条 この会は吹田市立豊津中学校 P T A という。

第2条 この会は事務所を吹田市立豊津中学校内におく。

第 2 章 【目的及び活動】

第3条 この会は会員がお互いに協力して学校、家庭、地域社会で育つ生徒の幸福と健やかな成長を支援することを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 学校と家庭と地域社会とが連携して教育を支える活動。
- 2 教育環境をよりよいものにする活動。
- 3 その他この会の目的に必要な諸活動。

第 3 章 【方針】

第5条 この会は教育の向上を目指す民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 教育のために活動する他の団体及び機関と連携協力する。
- 2 営利、宗教、政治等、教育以外の活動を目的とする団体や事業に関与・支持しない。
- 3 会の運営は自主的に行い、他団体からの支配や干渉を受けない。
- 4 学校の人事や方針その他管理には干渉しない。

第 4 章 【会員】

第6条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- 1 吹田市立豊津中学校に在籍する生徒の保護者。
- 2 吹田市立豊津中学校の校長及び教職員。

第7条 会員はみな平等の義務と権利を持ち、本会の役員や委員になること、総会に出席し意見を述べること及び賛否を表明することができる。

第8条 この会の会員は、世帯1口月額200円の会費を納める。

第 5 章 【経理】

第9条 この会の活動経費は会費・寄付金・その他の収入によってまかなわれる。

第10条 この会の経理は総会で議決された予算をもとにして行われる。

第11条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 【役員】

第13条 この会の役員は次のとおりである。

- | | |
|-----|-----------|
| 会 長 | 1名（保護者） |
| 副会長 | 2名（保護者） |
| 書 記 | 原則1名（保護者） |
| 会 計 | 原則1名（保護者） |

第14条 役員は公選による公職者でないものとする。

第15条 役員は他の役員、会計監査委員、役員および会計監査委員の候補者指名委員を兼ねることはできない。

第16条 役員は総会の議決によってきめる。

第17条 役員の任期は次のとおりである。

- 1 任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 役員の世界の会員は、任期の翌年度から、役員等並びに常任委員会の委員長及び委員（以下「役員等」という。）への選出を永久に免除される。ただし適用は平成22年度任期の役員からとし平成21年度任期の役員までは10年間の免除とする。

第18条 会長は次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会を招集する。
- 2 常任委員会の正副委員長を委嘱する。
- 3 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- 4 会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第19条 副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第20条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会の議事等を記録する。
- 2 記録、通信等を保管する。

第21条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会で決められた予算によってすべての会計事務を処理する。
- 2 総会で会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 3 この会の財産を管理する。
- 4 予算の立案について協力する。

第7章 【会計監査委員】

第22条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおき任期は次のとおりである。

- 1 任期は1年とする。
- 2 会計監査委員の世界の会員は、任期の翌年度から、役員等への選出を永久に免除される。ただし適用は平成22年度任期の役員からとし平成21年度任期の役員までは10年間の免除とする。

第23条 会計監査委員は総会の議決によって決める。

第24条 会計監査委員は年2回以上会計監査を行う。

第8章 【役員と会計監査委員候補者の指名委員会】

第25条 役員、会計監査委員の候補者を指名するときは指名委員会をおく。

第26条 指名委員会の委員数と選出方法は細則で決める。

第27条 指名委員会の委員は任務終了時に解任される。

第9章 【総会】

第28条 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関である。

第29条 総会は年2回の定期総会及び、臨時総会とし、招集、書面、または電磁的方法により行う。

臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があった時開く。

。

第30条 総会を開くには7日前までにその日時、場所、及び議題を通知しなければならない。ただし緊急の場合はその限りでない。

第31条 総会の開催は次のとおりである。

- 1 総会は会員数の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 会長は招集による総会の開催が困難であると認めたときは、書面、電磁的方法による方法で総会を開催することができる。

第32条 総会の議決は次のとおりである。

- 1 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 2 前条2項の場合の定足数は、全会員の5分の1以上とし、その議決は回答数の過半数の同意を

必要とする。

第 10 章 【運営委員会】

第 33 条 運営委員会は役員、会計監査委員、常任委員会の委員長、校長、教頭等と臨時委員会のある場合その委員長とで構成する。

第 34 条 運営委員会は原則として毎月 1 回開く。

第 35 条 運営委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

第 36 条 運営委員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 37 条 運営委員会は会長が必要と認めるときまたは構成員の 4 分の 1 以上の要求があったとき開く。

第 38 条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 各委員会の事業計画を審議すること。
- 2 総会への提案事項について協議すること。
- 3 必要な場合は臨時委員会を設けること。
- 4 委員長、副委員長、委員に欠員ができた場合、これを補充すること。
- 5 総会の議決によって委任された事項を処理すること。
- 6 そのほか必要な事項を処理すること。

第 11 章 【常任委員会および臨時委員会】

第 39 条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために常任委員会をおく。常任委員会についての必要な事項は細則で決める。

第 40 条 特別な事項について必要なときは臨時委員会を設けることができる。臨時委員会について必要な事項は細則で決める。

第 12 章 【細則】

第 41 条 この会の運営についての必要な細則はこの規約に反しない限り、運営委員会の議決を経て決める。

第 42 条 運営委員会は細則を決め、または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

第 13 章 【改正】

第 43 条 この規約は総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければ改正することができない。

第 44 条 改正案は総会を開く前に全会員に知らせておかなければならない。

- 附則
- 1 この規約は昭和 57 年 5 月 15 日から行う。
 - 2 第 8 条の改正は平成 8 年 4 月 1 日から行う。
 - 3 第 33 条の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から行う。
 - 4 第 17 条、22 条の改正は平成 22 年 4 月 1 日から行う。
 - 5 第 29 条、31 条、32 条の改正は令和 2 年 7 月 10 日から行う。
 - 6 各条文及び全体の構成についての改正は令和 5 年 4 月 1 日から行う。

細 則

第 1 章 【役員、会計監査委員の選出と就任】

第 1 条 役員、会計監査委員の選出は次のとおり行われる。

- 1 9名の指名委員を次の方法で選出する。
 - (1) 各委員会より1名ずつ選ぶ。
 - (2) 運営委員会代表2名を選ぶ。
- 2 指名委員を9月中に発表する。
- 3 指名委員会は各役員並びに会計監査委員別に、選出の10日前までに定員以上の候補者を指名する。
- 4 指名委員会は選出の7日前までに候補者の指名を全員に知らせる。
- 5 役員、会計監査委員候補者は、一般会員からも立候補できる。ただし総会の25日前までに指名委員会に通告する。
- 6 候補者の指名は被指名者の同意がなければならない。
- 7 選出事務のすべては指名委員会が行う。
- 8 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 2 条 役員に欠員ができたときは運営委員会に諮る。

第 2 章 【常任委員会と臨時委員会】

第 3 条 常任委員会として学年委員会、地区委員会、文化厚生委員会、広報委員会、教職委員会をおく。

- 第4条 臨時委員会は必要なときに運営委員会で開催を決める。
- 第5条 臨時委員会は任務終了後解散する。
- 第6条 各常任委員及び臨時委員会の委員は各学級の全員の互選、立候補、または抽選に基づいて会長が委嘱する。
- 第7条 常任委員会、臨時委員会は委員長と委員によって構成される。
- 第8条 常任委員会の委員長と委員の任期は次のとおりである。
- 1 任期は1年とする。ただし留任してもよい。
 - 2 常任委員会の委員長及び委員の世帯の会員は、任期の翌年度から、役員等への選出を次の期間免除される。
 - (1) 常任委員会の委員長10年
 - (2) 青少年対策委員を担当する豊一及び山手地区副委員長10年
 - (3) 常任委員会の委員5年
 - 3 子が最終学年に進級した年度までに、役員などを経験しないこととなった世帯の会員は、行事協力隊に登録される。既に役員等への選出を免除されている世帯の会員を除き、役員等からの会がかかわる行事等への参加を要請された場合は、その要請に応じるように努めなければならない。
- 第9条 学年委員会の役割は次のとおりとする。
- 1 学級・学年等の教育環境整備改善に協力する。
 - 2 教職員と会員との連絡に努め、学校行事に協力する。
- 第10条 地区委員会の役割は次のとおりとする。
- 1 各地区の会員が相互に協力して生徒の校外活動を支援する。
 - 2 地域社会とともに教育環境の整備改善に協力する。
- 第11条 文化厚生委員会の役割は次のとおりとする。
- 1 会員、地域社会に対し、教育的な催しに参加する機会を与える。
 - 2 学校の文化的諸行事に協力する等、生徒及び会員の教育環境の向上に努める。
- 第12条 広報委員会は会員、地域社会、関係諸機関に対し、情報を発信・共有する。
- 第13条 教職委員会は教職員によって構成し、会の運営に関し助言し協力する。
- 第14条 校長は各常任委員会または臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第 3 章 【個人情報取扱細則】

[目的]

- 第15条 この細則は、豊津中学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

- 第16条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本細則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適切に行う。

[取り扱い権限]

- 第17条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第18条 本会における個人情報の取扱者は役員及び各委員長とする。
- 第19条 個人情報の管理者及び取扱者は、本会の活動の中で知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

[取得方法]

- 第20条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。

- 1 会員の氏名, 連絡先 (住所・電話番号・メールアドレス)
- 2 会員の子供の氏名, クラス
- 3 必要に応じ、会員や会員の子供などの写真

[利用目的]

第21条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- 1 P T A活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- 2 各種行事の案内
- 3 資料等の送付
- 4 役員選出
- 5 P T A活動の諸連絡
- 6 P T A会費の管理業務

[禁止事項]

第22条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第21条の細則により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

[個人情報の管理]

第23条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会のもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

[保管及び持出等]

第24条 個人情報はそれを扱う電子機器、電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

[第三者提供の制限]

第25条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ない第三者への提供は行わないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上または、生徒の健全な育成、推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

[共同利用]

第26条 本会は、豊津中学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することができる。

- 1 利用する項目：第20条で定める通り
- 2 利用するものの範囲：豊津中学校と本会
- 3 利用目的：第21条で定める通り
- 4 責任者：第17条で定める通り

[第三者提供に係る記録の作成等]

第27条 個人情報を第三者（第25条1項から第4項および、府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名

3 対象者の同意を得ている旨

[第三者提供を受ける場合の確認等]

第28条 第三者(第25条1項から第4項および、府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 第三者が個人情報を取得した経緯

3 提供を受ける対象者の氏名

4 対象者の同意を得ている旨

(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

5 情報提供の項目

[情報開示等]

第29条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき法令に沿ってこれに応じる。

[漏洩時等の対応]

第30条 個人情報を漏洩(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

[研修]

第31条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

[苦情の処理]

第32条 本会は、個人情報取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第4章 【弔事細則】

第33条 この細則は、豊津中学校PTA会員及び生徒を対象とする。

第34条 慶は一切行わず、弔のみとする。

内容は次の通りとする。

会員(本人) 10,000円又は供花

生徒 10,000円又は供花

第35条 弔の事態が生じた場合、遺族の意向を尊重し、会葬には代表者が参列し、弔意を表す。

参列できない場合は、弔電にて弔意を表す。なお、代表者については役員が協議し決定する。

第36条 第33条で決められている以外で特に必要のある場合には、役員会にて決定し、運営委員会で報告する。

第37条 本細則によるものは、一切返礼を要しない。

第38条 本細則の趣旨をふまえ、学級及び学年単位での慶弔は行わない。

第5章 【卒業式のPTA席利用】

第39条 永久免除となる運営委員経験者(会長・副会長・書記・会計・会計監査。以下、永久免除者という。)は2010年度以降の経験者を、10年間免除となる運営委員経験者(3年学年委員長・文化厚生委員長・広報委員長・地区委員長・地区副委員長。以下、10年間免除者という。)は当年度のみの卒業生保護者を対象とする。

第40条 対象者は吹田市立豊津中学校卒業式において、学校が用意したPTA席を利用できる。

1 永久免除は原則2席まで、10年間免除者は原則1席まで利用できるものとする。

2 希望者が必ずPTA席を利用できるものではない。

第41条 前条の権利を第三者へ譲渡することはできない。

第 6 章 【改正】

第 4 2 条 この細則は、運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

- 附則
- 1 この細則は、昭和 5 7 年 5 月 1 5 日から行う。
 - 2 第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 1 0 条の改正は、平成 1 0 年 4 月 1 日から行う。
 - 3 第 1 条、第 1 0 条の改正は平成 2 1 年 4 月 1 日から行う。
 - 4 第 8 条の改正は平成 2 2 年 4 月 1 日から行う。
 - 5 第 6 条の改正は令和 2 年 7 月 1 6 日から行う。
 - 6 各条文及び全体の構成についての改正は令和 5 年 4 月 1 日から行う。
 - 7 細則第 3 章、第 4 章は令和 5 年 1 2 月 1 日から行う。
 - 8 第 8 条、第 9 条の改正は令和 7 年 4 月 1 日から行う。
 - 9 第 5 章の追加及び全体の構成についての改正は令和 8 年 2 月 1 日から行う。